

告180 公文書開示請求書より抜粋

蘭越町情報公開条例第12条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	<p>蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類。</p>
	<p><本請求に至る経緯> 2021年8月3日、請求者は次の開示請求を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>蘭越町ホームページリニューアル業務委託に関する以下の文書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 検討委員の所属・氏名 2) 3社のプロポーザル業者の選定理由 3) 3社のプロポーザル内容 4) 検討委員がプロポーザルの評価・選定をした内容 5) 業務委託契約の内容 </div> <p>同年8月12日、蘭越町は文書の一部を開示した。しかしながら、選定委員会の議事録は、第5回目のみしか開示されなかった。また、プロポーザル内容については、非開示理由の該当箇所を黒塗りにして公開されるのではなく、いっさいの文書が開示されなかった。</p> <p>同年8月17日、請求者は、総務課工藤氏に対し、8月3日の請求において、すべての議事録の黒塗りがあったとしても、プロポーザル内容の開示を求めた。</p> <p>同年8月17日、総務課工藤氏は、金町長を含む担当者と協議のうえ、請求者の求めを拒絶した。</p> <p>同年8月17日、請求人は、仕方なく、この再請求をおこなう。</p> <p>※閲覧後、必要箇所のみ写しの交付を依頼します。</p>

全文改ざん

告182 公文書一部開示決定通知書より抜粋

蘭越町長 金 秀 行 

令和3年9月24日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	<p>プロポーザルに係る採用となった事業者の企画提案書 (9月1日、開示内容を協議した書類)</p>
2 開示の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送</p>
3 開示の日時	<p>令和3年9月24日 午前 午後 4時00分</p>